第二十三条の八の六の次に次の三条を加える。

（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）

第二十三条の八の七　施行令第四十条の七の七第三項の規定の適用を受けた法第七十条の六の七第二項第四号に規定する寄託相続人（以下この条において「寄託相続人」という。）は、法第七十条の六の七第一項に規定する相続税の申告書（以下この条において「相続税の申告書」という。）の提出期限から一年を経過する日までに法第七十条の六の七第二項第一号に規定する特定美術品（以下この条において「特定美術品」という。）を施行令第四十条の七の七第三項に規定する新寄託先美術館の設置者に寄託をした場合には、当該寄託の日後遅滞なく、当該新寄託先美術館の設置者との間で締結した法第七十条の六の七第二項第二号に規定する寄託契約（以下この条において「寄託契約」という。）に係る契約書の写しその他の書類で当該特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託をしている旨及びその寄託の年月日を明らかにするもの並びに次に掲げる事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　当該書類を提出する者の氏名及び住所

二　当該特定美術品の明細

三　当該新寄託先美術館の名称及び所在地

四　その他参考となるべき事項

2　法第七十条の六の七第二項第二号に規定する財務省令で定める事項は、重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成三十一年文部科学省令第五号）第四条第三項第一号及び第三号に掲げる基準に係る事項又は同令第十二条第二項第一号及び第三号に掲げる基準に係る事項とする。

3　法第七十条の六の七第三項第七号に規定する財務省令で定める事由は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定をされた法第七十条の六の七第二項第五号に規定する寄託先美術館（以下この条において「寄託先美術館」という。）について博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十四条の規定により当該指定が取り消されたこととする。

4　施行令第四十条の七の七第十六項に規定する財務省令で定める書類は、法第七十条の六の七第四項の特定美術品に係る寄託契約の契約期間の終了が寄託先美術館の設置者からの契約の解除又は契約の更新を行わない旨の申出によるものであること及び当該終了の年月日を明らかにする書類（当該寄託先美術館の設置者が発行するものに限る。）とする。

5　法第七十条の六の七第四項の税務署長の承認を受けた寄託相続人は、同条第三項第三号に定める終了の日から一年以内に当該承認に係る特定美術品を同条第四項に規定する新寄託先美術館の設置者に寄託をした場合には、当該寄託の日後遅滞なく、当該新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託契約に係る契約書の写しその他の書類で当該特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託をしている旨及びその寄託の年月日を明らかにするもの並びに次に掲げる事項を記載した書類を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。

一　当該書類を提出する者の氏名及び住所

二　当該終了の年月日

三　当該特定美術品の明細

四　当該新寄託先美術館の名称及び所在地

五　その他参考となるべき事項

6　施行令第四十条の七の七第十七項に規定する財務省令で定める書類は、寄託先美術館について法第七十条の六の七第三項第七号に掲げる場合に該当することとなつた旨及びその年月日を明らかにする書類とする。

7　寄託相続人が法第七十条の六の七第五項の税務署長の承認を受けた場合には、当該寄託相続人による寄託契約の解除に伴う契約期間の終了については、同条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

8　第五項の規定は、法第七十条の六の七第五項の税務署長の承認を受けた寄託相続人が、同条第三項第七号に定める日から一年以内に当該承認に係る特定美術品を同条第五項に規定する新寄託先美術館の設置者に寄託をした場合について準用する。

9　施行令第四十条の七の七第十九項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　寄託相続人が特定美術品を担保として提供するために当該特定美術品に係る寄託先美術館の設置者に対し当該特定美術品を納税地の所轄税務署長のために保管することを命じたこと及び当該寄託先美術館の設置者が当該保管することについて承諾したことを証する確定日付のある証書（当該証書が公正証書以外のものである場合には、当該寄託相続人及び当該寄託先美術館の設置者の印が押されているものに限る。）

二　前号の証書が公正証書以外のものである場合には、同号の寄託相続人及び寄託先美術館の設置者の印に係る印鑑証明書（当該寄託先美術館の設置者が国又は地方公共団体である場合には、当該寄託相続人の印に係る印鑑証明書）

三　第一号の特定美術品に付された保険に係る保険証券の写し

四　保険業法第二条第一項に規定する保険業その他これに類する事業を行う者に対して提出する書類で、第一号の特定美術品に付された保険に係る保険金請求権に質権を設定することの承認を請求するためのもの

10　施行令第四十条の七の七第二十項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号に掲げる書類及び同項第二号の寄託先美術館の設置者の印に係る印鑑証明書とする。

11　法第七十条の六の七第八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　法第七十条の六の七第一項の寄託していた者（以下この項、第十六項第二号及び第十七項第二号において「被相続人」という。）の死亡による相続の開始があつたことを知つた日

ロ　法第七十条の六の七第一項の規定の適用を受けようとする特定美術品の明細

ハ　ロの特定美術品の寄託を受けている寄託先美術館の名称及び所在地

ニ　その他参考となるべき事項

二　前号ロの特定美術品に係る重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令第五条第五項又は第十三条第五項の評価価格通知書の写し

三　法第七十条の六の七第二項第六号に規定する納税猶予分の相続税額の計算に関する明細を記載した書類

四　次に掲げる日において現に効力を有する第一号ロの特定美術品に係る法第七十条の六の七第二項第三号に規定する認定保存活用計画（第十三項及び第十五項第一号において「認定保存活用計画」という。）に係る計画書の写し及び当該認定保存活用計画に係る認定（文化財保護法第五十三条の二第四項又は第六十七条の二第四項の規定による文化庁長官の認定（同法第五十三条の三第一項又は第六十七条の三第一項の規定による変更の認定を含む。）をいう。第十三項及び第十五項第一号において同じ。）に係る通知の写し

イ　被相続人の相続の開始の日（施行令第四十条の七の七第二項に規定する場合には、同項の計画期間が満了する日）

ロ　相続税の申告書の提出期限

五　次に掲げる日において被相続人又は寄託相続人が寄託先美術館の設置者に当該特定美術品を寄託していたことを明らかにする書類

イ　被相続人の相続の開始の日

ロ　相続税の申告書の提出期限（施行令第四十条の七の七第三項に規定する場合に該当する場合において、当該提出期限において同項に規定する新寄託先美術館の設置者に当該特定美術品を寄託していないときは、同項に規定する場合に該当した日）

六　遺言書の写し、財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該財産に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写し（当該自己の印に係る印鑑証明書が添付されているものに限る。）その他の財産の取得の状況を証する書類

七　施行令第四十条の七の七第二項に規定する場合に該当する場合には、その旨を記載した書類及び同項の被相続人が文化庁長官に提出した同項の認定に係る申請書の写し

八　施行令第四十条の七の七第三項に規定する場合に該当する場合には、その旨及び同項に規定する場合に該当することとなつた事情の詳細を記載した書類並びに第四項又は第六項に規定する書類

九　その他参考となるべき書類